

# マイナンバー制度がスタートしました

## マイナンバー制度Q&A



1月からマイナンバーの利用が始まりました。皆さんから問い合わせのありました一部を紹介します。

### Q1 マイナンバー制度導入による具体的なメリットは何ですか。

**A1** マイナンバーのメリットは、大きく3つあります。  
 1つめは、行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられることです。  
 2つめは、社会保障・税に関する行政の手続で所得証明書等の添付書類が削減されることによる国民の利便性の向上です。  
 3つめは、所得をこれまでより正確に把握することで、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現することです。

### Q2 マイナンバーはどのような場面で使うのですか。

**A2** 国の行政機関や地方公共団体などが社会保障、税、災害対策の分野で利用することになります。住民の皆様には、雇用保険、医療保険の手続や生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続で申請書などにマイナンバーの記載が求められます。また、税や社会保険の手続を勤務先の事業主などが個人に代わって手続を行う場合があり、勤務先にマイナンバーを提示する場合があります。

### Q3 個人番号カードは何に使えるのですか。最初に届く通知カードとの違いは何ですか。

**A3** 個人番号カードは顔写真のついたカードであり、本人確認を1枚で行うことができます。身分証明書としても使用できるほか、搭載されているICチップを利用して地方公共団体が定めるサービスに利用できる予定です。  
 また、e-Taxなどの税の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。  
 通知カードは紙のカードで、写真がないので、単体では本人確認ができません。したがって、マイナンバーの手続では併せて運転免許証など顔写真付きの身分証明書が必要です。

### Q4 マイナンバーを取り扱う場合に何に注意すればいいですか。

**A4** マイナンバーは生涯にわたって利用する番号なので、通知カードや個人番号カードをなくしたり、マイナンバーをむやみに提供したりしないようにしてください。  
 マイナンバーの通知や利用などの手続で、行政機関などが口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。こうした内容の電話、手紙、訪問などには絶対に応じないよう注意してください。

マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178 (無料)**  
 平日 午前9時30分～午後10時  
 土日祝 午前9時30分～午後5時30分



※昨年11月に発送されたマイナンバー通知カードをまだ受け取っていない方は住民税務課までご連絡ください。

■問い合わせ先 住民税務課 ☎345-5111

# 国民年金だより

## 異動の時期は国民年金の届出の時期です

国民年金の加入者は、職業などによって3つの種別（第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者）に分かれています。

20歳から60歳までの方でこの種別が変わる場合は、届出が必要になります。この時期、就職・転職・進学など、異動が多く何かとあわただしくなり、いろいろな届出をつい忘れがちです。早めに届出をしましょう。

### ○第1号被保険者(自営業者、学生、フリーターの方など)

こんなとき	変更後の種別	届出先
就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第3号被保険者	夫(妻)の勤務先

### ○第2号被保険者(会社員や公務員の方など)

こんなとき	変更後の種別	届出先
退職したとき	第1号被保険者	役場住民税務課
退職して、第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第3号被保険者	夫(妻)の勤務先

### ○第3号被保険者(第2号被保険者である夫(妻)に扶養されている方)

こんなとき	変更後の種別	届出先
収入が増えるなどして、扶養から外れたとき	第1号被保険者	役場住民税務課
扶養している夫(妻)が65歳になったとき	第1号被保険者	役場住民税務課
就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
扶養している夫(妻)の加入する年金制度が変わったとき	第3号被保険者	夫(妻)の勤務先

・国民年金異動届は窓口にて用意してあります。(ただし、20歳到達の時は国民年金資格届が誕生月初めに日本年金機構から送付されます)

・年金異動手続きには必要書類等がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

…お知らせ…

**納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！**

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納めた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けられる場合には、確定申告の際に、日本年金機構から送られた「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をご持参ください。

■問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891/住民税務課 ☎345-5111